

【労務】業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

※平成 29 年度の申請受付は平成 30 年 1 月 31 日までです。

■業務改善助成金の概要

・支給対象者

事業場内最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。

※引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。

・支給の要件

①賃金引上計画を策定すること

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

②引上げ後の賃金額を支払うこと

③生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

(a.単なる経費削減のための経費、b.職場環境を改善するための経費、c.通常の事業活動に伴う経費は除きます)

④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないことなど

※その他、申請に当たって必要な書類があります。

・助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。

なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場	30円以上	7/10 (常時使用する労働者が 企業全体で30人以下の事業場 は3/4) ※別途定める生産性要件を 満たした場合は 3/4(4/5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が 800円以上1,000円未満 の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

【出典】厚生労働省

参照ホームページ[厚生労働省]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03.html